

# 総務課

# 1. 平成14年度医政局予算（案）の概要について

平成14年度予 定 額	717億	1百万円
平成13年度予 算 額	746億1千9百万円	
差 引 増 △ 減 額	△29億1千8百万円	
対 前 年 度 伸 率	96.1%	

（注）上記計数には、「☆構造改革特別要求」7億5百万円を含み、「★厚生労働科学研究費補助金」134億7千1百万円（平成13年度 75億5千6百万円）は含まない。

## 主 要 施 策

1. 情報化による医療の質の向上と効率化の推進
2. 安全な医療の提供
3. 医療従事者の資質の向上
4. 安心できる医療の確保
5. 医薬品・医療機器産業の振興
6. その他

## 平成14年度予算（案）の主要施策

### 1. 情報化による医療の質の向上と効率化の推進 979 百万円

医療分野の情報化と科学的根拠に基づいた医療の推進を支援することにより、医療の効率化と質の向上を図るとともに、患者の選択を重視した医療の実現に向けた情報提供の取り組みを推進する。

#### (1) 情報化による医療の質の向上と効率化 890 百万円

##### ア. 地域医療機関連携のための電子カルテによる 診療情報共有化モデル事業【☆構造改革特別要求】 530 百万円

電子カルテ等の導入を図り、病歴等の診療情報の病院・診療所間での共有、効果的活用による地域連携診療体制の充実のためのネットワークを構築

##### イ. ITを用いた良質かつ効率的な医療の提供 360 百万円

###### ・ 情報提供データベースの構築（★厚生労働科学研究費補助金） 268 百万円

根拠に基づく医療（EBM）が実践できるよう、インターネット等を利用した質の高い情報を医療関係者等に提供するためのデータベースを整備

###### ・ ITを用いた診療支援策 21 百万円

電子カルテとクリティカルパス連動システムの開発により、診療支援の質の向上と安全性の向上

#### (2) 患者の選択を重視した医療の実現 89 百万円

##### ア. 医療機関のインターネットを利用した情報提供の在り方の検討 3 百万円

医療機関がインターネットを利用して提供する診療情報等の内容を検討

##### イ. 診療情報提供の環境整備 86 百万円

患者に対する診療情報の開示や医療機関に関する診療情報の適切な提供を図るための研修を実施

## 2. 安全な医療の提供

239百万円

医療の安全性の向上に向けて、中長期的かつ体系的な医療安全対策の全体構想の構築等総合的な医療安全対策を推進

### (1) 医療安全対策の総合的検討

35百万円

#### ア. 法制問題調査研究ワーキンググループの設置

6百万円

医療安全対策の中長期的な課題の検討等を行う医療安全対策検討会議の下に、医療安全対策に係る法制上の諸問題を調査研究するためのワーキンググループを設置

#### イ. 改善方策調査検討ワーキンググループの設置

6百万円

インシデント事例の収集、分析等を行うヒューマンエラー部会の下に、個別事例毎に具体的な改善方策を調査検討するためのワーキンググループを設置

### (2) 啓発活動の充実

4百万円

#### 患者安全推進（PSA）事業の実施

4百万円

11月の「医療安全推進週間」を中心に、幅広い関係者の参画の下、患者の安全を守ることを旨として、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を行い、医療関係者の医療安全に対する意識向上、患者の医療への参加意識の啓発を図る。

### (3) 教育・研修の充実

20百万円

#### 看護基礎教育における医療安全への取組み

4百万円

看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員に対する研修を実施

### (4) 調査研究の充実

180百万円

医療の質と医療安全体制確保に関する研究の推進（★厚生労働科学研究費補助金）

### 3. 医療従事者の資質の向上

17,003百万円

医療技術の進歩による医療の高度化、専門分化等に適切に対応できるよう医療従事者の資質の向上を図り、医療の向上に資するための施策を推進

#### (1) 医療従事者の資質の向上

16,990百万円

##### ア. 医師、歯科医師の臨床研修の推進

5,454百万円

医師、歯科医師の臨床研修の必修化に向けて、モデル研修プログラムの改善、作成等を行うとともに、研修人員の増などを推進

##### イ. 看護職員確保対策の推進

11,536百万円

- ・看護職員通信学習システムの開発【☆構造改革特別要求】 107百万円

看護職員が個々の状況に応じ自由な時間に学習できる通信学習システムを開発するとともに、学習プログラムを作成し、質の高い看護職員の育成を推進

- ・看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討 6百万円

看護技術能力の向上に向けた卒前教育、卒後研修についての調査、検討

- ・看護職員就労状況等に関する調査検討 12百万円

新たな「看護職員需給見通し」の達成に向けた確保策の充実や、「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の見直し等の検討に資するため、看護職員の勤務体制、福利厚生等就労状況の実態についての調査、検討

- ・看護婦等養成所の運営に関する自己評価指針の作成 3百万円

看護婦等養成所が自己の実施している教育活動について、どの水準にあるかを自己評価する指針を作成し、看護教育の充実・向上に自主的に取り組む体制を支援

- ・看護婦等養成所における統合カリキュラムの導入促進 9百万円

看護婦等養成所における統合カリキュラムの導入を促進し、保健婦・看護婦及び助産婦・看護婦の一貫した教育体制の普及

(2) 国家試験の適正・効率化の促進

13 百万円

歯科医師国家試験の技術能力評価等に関する検討

4 百万円

卒業直後の歯科医師の技術能力の格差是正を図るため、歯科医師国家試験の技術能力評価等の在り方を検討

4. 安心できる医療の確保

41,121 百万円

(1) 救急医療対策の推進

15,204 百万円

ア. 小児救急医療の重点的推進

1,260 百万円

二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、広域で小児救急医療の確保・提供、研修を行う「小児救急医療拠点病院」を新たに整備するとともに、在宅当番医制事業における小児初期救急医療対応のモデル的取組み（3年間）を推進

イ. ドクターヘリの導入促進

662 百万円

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）事業を推進

ウ. 広域災害・救急医療情報システムの強化【☆構造改革特別要求】

68 百万円

大規模災害に対する全国的な広域対応を迅速かつ効果的に行うため、患者の発生状況や医療機関の被災状況に関する情報交換が可能な「広域災害・救急医療情報システム」を充実強化

エ. 救急医療従事者の養成・確保

18 百万円

病院前救護体制の充実を図るため、救急救命士の行う救急処置を指示・検証する医師を養成するための研修及び化学災害や中毒事故に適切に対応するため、専門知識、技術を習得するための研修等を実施

(2) へき地保健医療対策の推進

2,630 百万円

第9次へき地保健医療計画に沿って、引き続き、無医地区の医療の確保を推進

(3) 医療施設等の整備

23,018 百万円

PFI、院内情報システム、小児救急医療、ドクターヘリ関連等に適切に対処するための補助対象範囲を拡大

(4) 医療機関の機能分化の促進

269 百万円

医療機関の役割分担の明確化及び病診連携等の推進を図り、効率的な地域医療体制の構築を支援

5. 医薬品・医療機器産業の振興

13,780 百万円

(1) 適正な臨床研究・治験の推進

103 百万円

医療機関による治験の適正な推進

97 百万円

国内の医療機関における治験を推進するため、医療機関の治験管理部門や医師を支援する治験コーディネーター（CRC）の養成を進めるとともに、地域の医療機関と診療所が連携して治験を行うモデル事業等を実施

(2) 医薬品・医療機器研究開発の推進

13,674 百万円

ア. 超微細技術（ナノテクノロジー）を活用した医療技術等の研究開発の推進【構造改革特別要求】  
（★厚生労働科学研究費補助金）

1,384 百万円

患者にとってより安全・安心な医療技術の実現を図るため、ナノテクノロジーの医学への応用による非侵襲・低侵襲を目指した医療機器等の研究開発を推進

イ. ゲノム科学を活用した創薬基盤技術の開発  
（トキシコゲノミクス）  
【構造改革特別要求】（★厚生労働科学研究費補助金）

1,456 百万円

ゲノム情報・技術等を活用した医薬品開発のスクリーニング法、副作用の解明等の技術に関する研究開発を推進

ウ. 保健医療分野における基礎研究の推進 10,084 百万円

画期的な医薬品、医療用具の研究開発を振興するため、保健医療分野における基礎研究を推進

(3) 医薬品製造業者等環境・リサイクル関連対策 3 百万円

医薬品・医療機器関連業界におけるリサイクル義務履行の周知徹底

## 6. その他

(1) 障害者に係る欠格事由の見直しに伴う環境整備 15 百万円

ア. 国家試験の実施体制等の整備 6 百万円

・ 障害者に係る国家試験の円滑な実施 2 百万円

身体機能等に障害のある場合の国家試験受験の円滑な実施

・ 障害者欠格事由評価委員会の設置 4 百万円

身体機能等に障害のある場合の免許付与の原因となる事実の認定及び評価を行う委員会を設置

イ. 障害者の受入体制の整備 9 百万円

・ 医療機関の障害者就労環境整備促進事業

医療機関において免許を取得した障害者が就労するにあたって、有用な環境についての調査研究を支援

(2) 終末期医療に関する調査検討 10 百万円

終末期医療に関する国民、医療従事者等の意識の変化、医療施設、社会福祉施設の実態を調査し、終末期医療の在り方を検討



(3) 8020運動の推進

784 百万円

歯科保健医療の向上に向けて、8020運動を引き続き推進

(4) 社会福祉・医療事業団の融資（社会・援護局一括計上）

【参 考】

・貸付事業（医療貸付、福祉貸付）

貸付契約額	3, 547 億円
資金交付額	3, 427 億円
財政融資資金	2, 888 億円
自己資金等	539 億円
（うち財投機関債）	50 億円

・医療貸付に係る貸付条件の改善

- (1) 患者1人当たりの病床面積（4.3㎡ → 6.4㎡）の引き上げに伴う病院に係る標準面積（52㎡ → 60㎡）の改善
- (2) メディカル・フロンティア戦略の推進を図るため、ポータブル超音波装置及びTCD（経頭蓋超音波モニター）等の機器を特定機械に追加

## 2. 平成13年度第二次補正予算の概要について

### 1. 少子高齢化に対応した医療提供体制の整備

- ・ 医療施設近代化施設整備事業 11,957百万円

「療養病床」への円滑な転換を重点的に促進するため、医療施設近代化施設整備における支援を実施

### 2. 医療従事者の資質の向上

- ・ 医師臨床研修病院研修医環境整備事業 608百万円

医師の資質の向上に資するため、臨床研修医の研修環境の整備を実施

- ・ 歯科医師臨床研修施設環境整備事業 192百万円

歯科医師の資質の向上に資するため、臨床研修医の研修環境の整備を実施

- ・ 歯科衛生士養成所施設整備事業 470百万円

歯科衛生士が介護に必要な知識・技術を習得するため、歯科衛生士養成所の実習教育環境の整備を実施

- ・ 看護職員研修環境整備事業 1,338百万円

看護職員が自由な時間に看護に関する研修や自己学習等を行うための研修室を病院内に整備し、看護職員の研修環境を整備

### 3. 医療分野のIT化の推進

- ・ 電子カルテ導入施設整備事業 26,017百万円

医療機関のIT化の促進を図るため、臨床研修病院等地域の中核的病院に対して、電子カルテを導入するための改修整備を実施

- ・ 小規模な中核的病院を有する二次医療圏に対する医療機能補完整備事業 181百万円

地域の中核的な役割を担う病院が中小病院である二次医療圏において、当該病院に情報システムの研修等を行う施設を整備

### 3 平成14年度税制改正の概要について

#### (1) 医療機器関係

○ 救急医療用機器に係る固定資産税の軽減措置の適用期限の延長  
(2年間) [固定資産税]

- ・ 一部機器を対象機器から除外し、適用期限を2年間延長。

#### (2) 医療提供関係

○ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続 [事業税]

- ・ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置の  
存続 [事業税]

- ・ 医療法人に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 社会保険診療報酬における概算経費率制度の存続  
[所得税、法人税]

- ・ 社会保険診療報酬における概算経費率制度を存続する。

#### (3) その他

○ バイオテクノロジー試験研究設備に係る固定資産税の軽減措置  
の適用期限の延長(2年間) [固定資産税]

- ・ 課税標準の軽減割合を引き下げ(1/3→1/4)、適用期限を2年間延長。

○ 中小企業投資促進税制の延長・拡充(2年間) [所得税、法人税]

- ・ 中小企業の取得する機械・装置や電子計算機等の器具・備品について、7%の税額控除又は30%の特別償却を認める本制度の適用期限を2年間延長。
- ・ 対象の機械・装置の取得価格230万円以上を160万円以上に引き下げ。(リースの場合:300万円以上→210万円以上)

○ 医療用機器等の特別償却制度の取得価額要件の引き上げ  
[所得税、法人税]

- ・ 一般の医療用機器に係る取得価額要件を400万円以上から500万円以上に引き上げ。

○ 中小企業新技術体化投資促進税制(メカトロ税制)の廃止  
[所得税、法人税]

- ・ 中小企業新技術体化投資促進税制を廃止する。

## 4 医療制度改革（医療提供体制関係）について

### （1）医療制度改革の全体像

平成14年度医療制度改革については、昨年9月25日厚生労働省として「医療制度改革試案」を公表し、これを基に、政府・与党において議論を進めた結果、11月29日に政府・与党社会保障改革協議会により「医療制度改革大綱」が取りまとめられたところである。

医療制度改革を進めるに当たっては、今後の医療のあるべき姿を踏まえながら、医療の質の向上と効率化を図り、医療提供体制の改革を進めることが重要である。このため、昨年9月の「医療制度改革試案」の中で「21世紀の医療提供の姿」として、我が国医療の将来像のイメージと当面進めるべき施策を示したところである。

また、昨年11月に政府・与党社会保障改革協議会が決定した「医療制度改革大綱」の中では、情報開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保することとしており、具体的には次に掲げる各措置を講ずることとしている。

#### ① 電子カルテ・レセプト電算化などの医療のIT化の推進

電子カルテ等について目標と達成年次を年内に策定し、その実現に向けた支援措置を講ずる。

#### ② 医療に係る広告規制の緩和や国民に対する医療機関情報の提供の推進

医療に係る広告規制の緩和を今年度中に実施するとともに、医療機関情報の提供の充実を図る。

#### ③ 診療ガイドラインの策定などEBM（根拠に基づく医療）の推進

EBMに基づく標準的診療ガイドラインを優先順位に沿って計画的に策定するとともに、早急にデータベースの構築を図る。

#### ④ 医療機関の経営の近代化・効率化のための早期検討

医療機関の経営の近代化・効率化のための方策について、早期に検討を行い、必要な措置を講じる。医療法人の理事長要件については、今年度内に更に緩和する。

厚生労働省としては、医療提供体制の改革スケジュールに基づき、医療提供体制の改革を進めていくので、各都道府県におかれては、管下医療機関、関係団体への指導等を通じて、御協力をお願いしたい。

### （2）広告規制の緩和

患者に対する情報提供を推進する観点から、これまでも医療機関が広告可能な事項の拡大を進めてきており、平成13年3月には、医師の略歴、(財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を受けた旨、診療録等の情報提供を行うことができる旨等を広告できるよう規制緩和を進めてきた。

現在進められている医療制度改革においても、医療に関する情報開示を進め、患者の選択を通じて我が国の医療を一層質の高い効率的なものとしていくことが重要な柱と位置付けられていることにかんがみ、昨年9月より、広告規制の緩和を含め、医療に関する情報提供について、社会保障審議会医療部会において検討を進めてきたが、同部会での議論を踏まえ、下記の事項を広告できるようにする告示改正案を検討している。

今後のスケジュールとしては、2月21日に開始したパブリックコメントの結果を踏まえた上で、年度内に告示改正を行い、原則として4月1日付けで新告示を施行することを予定しており、具体的な告示の改正内容が固まり次第、追ってその内容を御連絡したい。今後とも、管下医療機関に対する指導に遺憾なきを期され、不適正な広告の防止を図るとともに、新たな告示が施行された際には、新たに広告が可能とされた追加事項について御了知の上、周知及び適切な監督方御協力をお願いしたい。

#### 【新たに広告をできることとする事項】

##### ア 医業又は歯科医業・病院又は診療所関係の広告について

※「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」（平成13年厚生労働省告示第19号）関係

- 次の基準を満たす団体から専門医の認定を受けた医師・歯科医師がいる旨
  - ・ 学術団体として法人格を有していること
  - ・ 団体の会員数が1,000人以上であり、かつ、会員の8割以上が医師・歯科医師であること。
  - ・ カリキュラムに基づき5年以上の研修を行っていること
  - ・ 資格の取得に当たって適正な試験を実施していること
  - ・ 資格の更新制度を設けていること
  - ・ 団体の会員及び認定した専門医の名簿が公表されていること
  - ・ 専門医の資格要件を公表していること
  - ・ 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること
  - ・ 問い合わせに応じる体制が整備されていること
- 治療方法
  - ※ 広告内容の客観性を確保する観点から、診療報酬点数表において認められている名称に限る。
- 手術件数
  - ※ 広告内容の客観性を確保する観点から、診療報酬点数表で認められてい

る手術に限ることとします。ただし、手術件数を広告する場合は、年報等を作成して公表する等広告する手術件数について容易に検証できるようにすることを条件とする。

○ 分娩件数

※分娩件数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する分娩件数について容易に検証できるようにすることを条件とする。

○ 平均在院日数

※平均在院日数を広告する場合は、年報等を作成して公表する等広告する平均在院日数について容易に検証できるようにすることを条件とする。

○ 患者数

※入院外来別、疾患別の広告も可能。ただし、患者数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する患者数について容易に検証できるようにすることを条件とする。

※また、疾患別患者数を公表する場合は、診療報酬点数表において「診療録管理体制加算」の施設基準が認められていることを条件とする。

【参考】

診療録管理体制加算の施設基準（平成12年厚生省告示第67号）

- ・ 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。
- ・ 診療記録の全てが保管及び管理されていること。
- ・ 1名以上の専任の診療記録管理者の配置その他診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- ・ 中央病歴管理室等、診療記録管理を行うにつき適切な施設及び設備を有していること。
- ・ 入院患者について疾病統計及び退院時要約が作成されていること。

○ 次に掲げる医療機関である旨

- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
- ・ 戦傷病者特別援護法の指定医療機関
- ・ 小児救急医療拠点病院  
    ※平成14年度予算成立後に措置予定
- ・ エイズ治療拠点病院
- ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院
- ・ 精神保健福祉法に規定されている措置入院を行っている病院

○ 医師・看護婦等スタッフの患者数に対する配置割合及び人数

○ 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨

○ 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に協力する体制を確保している旨（いわゆるセカンドオピニオンの実施）

○ 電子カルテを導入している旨

- 患者相談窓口を設置している旨
- 症例検討会を開催している旨
- 入院診療計画を導入している旨
- 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨  
※安全管理のための指針、医療事故等の院内報告制度、安全管理のための委員会開催、職員研修の実施等
- 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の個別具体的な審査結果
- 病床利用率  
※病床利用率を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する病床利用率について容易に検証できるようにすることを条件とする。
- 病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴  
※これからの医業経営の在り方に関する検討会（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置。
- 外部監査を受けている旨  
※これからの医業経営の在り方に関する検討会（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置。
- (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨  
※いわゆる ISO9000s
- 医療機関のホームページアドレス

#### イ 助産婦の業務・助産所関係の広告について

※「医療法第71条第1項第8号の規定に基づく助産婦の業務又は助産所に関して広告し得る事項」（平成5年厚生労働省告示第24号）関係

- 妊産婦又はじょく婦数  
※妊産婦又はじょく婦数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する妊産婦又はじょく婦数について容易に検証できるようにすることを条件とする。
- 分娩件数  
※分娩件数を広告する場合は年報等を作成して公表する等広告する分娩件数について容易に検証できるようにすることを条件とする。
- 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨
- 安全のための管理体制が整備されている旨
- 助産所を経営する法人の理事長の略歴  
※医業等の広告に関する検討結果を踏まえて対応。
- 外部監査を受けている旨

※医業等の広告に関する検討結果を踏まえて対応。

- （財）日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨  
※いわゆる I S O 9000s
- 助産所のホームページアドレス



## 5 医療安全対策について

医療事故を防止するためには、医療従事者の意識向上に加え、個々の職員の誤りが事故に発展しないように、各医療機関が組織的に取り組むことが重要である。このような観点から、厚生労働省では、以下のような取組を行っているところであり、各都道府県におかれても、管下医療機関、関係団体等への周知、指導、支援など積極的な協力をお願いしたい。

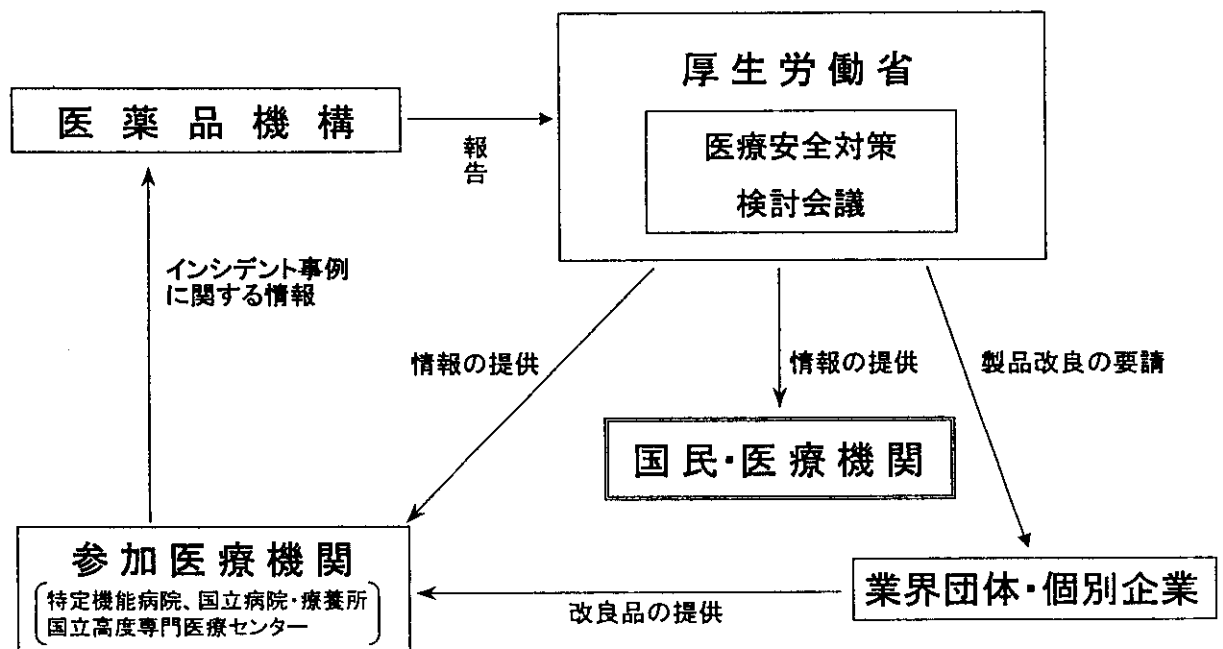
### (1) 医療安全対策に関する情報の提供

→ 医療事故防止に関するマニュアル等を作成・配布するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、以下のような医療安全対策に関する様々な情報を提供している。

これらの情報を各医療機関等が活用し、効果的な取組がなされるよう、各都道府県におかれても、管下医療機関等への周知をお願いしたい。

### ①医療安全対策ネットワーク整備事業（インシデント事例収集）の結果について

- ・ 昨年10月より、特定機能病院や国立病院・療養所を対象として、インシデント事例(事故には至らない“ヒヤリ”としたり“ハッ”とした事例)の収集を開始し、発生要因や改善方策等について検討を行っており、結果については適宜ホームページ等を通じて提供しているところである。



### ②医療安全管理体制確保に関する調査研究の結果について

- ・ 「医療のリスクマネジメントシステム構築に関する研究」（主任研究者：杏林大学 川村治子教授）の結果を掲載しており、今後とも、調査研究の結果を適宜掲載していく予定。

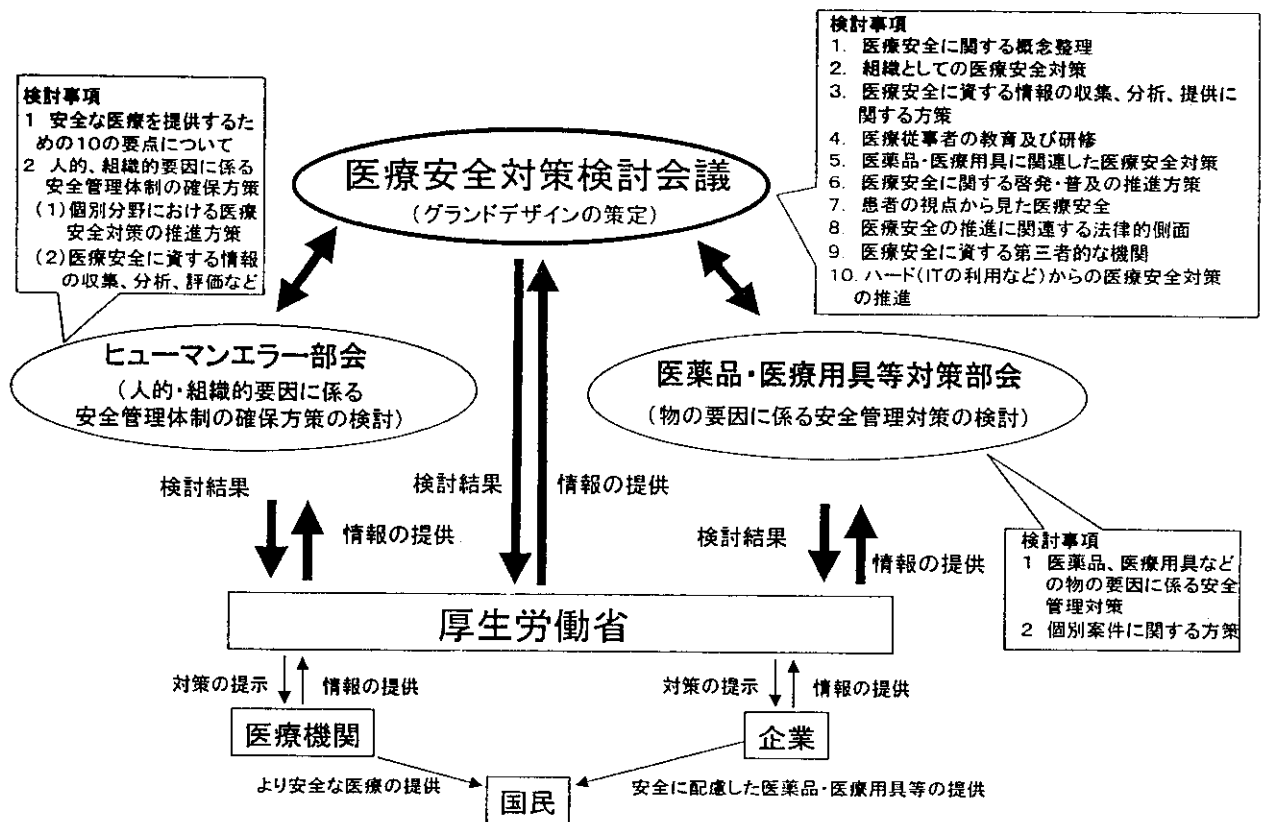
(2) 医療安全推進週間の制定(14年度は11月24日～30日)

→ 厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動(Patient Safty Action)」の一環として、本週間を中心として、シンポジウム等を開催することとしている。

各都道府県におかれても、本週間にあわせて様々な事業を実施し、関係者の意識啓発を図っていただきたい。

(3) 医療安全対策のグランドデザインの策定

→ 医療安全対策検討会議(総会)において検討を行っており、本年3月を目途に、医療安全体制の確保に当たっての問題点の解決方法等についてグランドデザインとして策定することとしている。



## 6. 在宅医療の推進のための実地研修事業について

- (1) 少子高齢化の進展に伴い、今後も要介護老人が増加すると予想されている。こうした患者が地域や家庭において療養生活を送ることができるようにするためには、医療と介護の両面からの支援が不可欠であり、後者の介護については、介護保険により在宅介護サービスの充実が図られている。
- (2) 一方、在宅医療に関しては、従来から、在宅医療関連の診療報酬点数の充実や、地域のかかりつけ医に対する講義形式の研修等の取組が行われてきたところであるが、医療技術の急速な進歩や在宅で実施される医療の高度化に伴い、在宅医療に従事する医師等の実践的な技術の向上が求められており、また、医療機関相互の連携の促進や、最新の医学的知見に基づく、EBM（根拠に基づく医療）推進への対応も課題となっている。
- (3) このため、平成12年度より新たに「在宅医療の推進のための実地研修事業」を立ち上げ、各都道府県において、都道府県医師会及び地域の中核的な医療機関（地域医療支援病院等）との連携のもと、最新の医療機器の操作方法や複雑な手技の実施方法などの実技指導に重点を置いた研修を実施しているところである。
- (4) 平成14年度においても、かかりつけ医の資質の向上を目指すこととしており、各都道府県におかれては、引き続き本事業の効果的な実施に御協力方お願いしたい。

## 7. 社会福祉・医療事業団の平成14年度事業内容について

### (1) 医療貸付事業

社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）は、平成14年度においても、

- ① 医療機関の経営の健全化、患者の療養環境の向上等を目指した医療施設近代化施設整備補助事業
- ② 長期療養患者を対象とした療養病床の一層の整備促進
- ③ ゴールドプラン21に基づく介護老人保健施設の整備

など適切な医療提供体制の整備等国の政策の推進に合わせ、必要となる資金の需要に十分対応できるよう融資枠を確保するとともに、国の医療政策を踏まえ所要の貸付条件の改善を行うこととしたので、管下の医療機関等に対して、周知願いたい。

なお、医療施設近代化施設整備及び介護老人保健施設等国庫補助金の申請予定の施設で事業団からの融資を希望するものについては、予め事業団と十分連携をとり適切な整備計画及び資金計画を策定するようご指導願いたい。

### (参考)

#### ①事業計画

区 分	平成13年度予算	平成14年度予定	対前年度伸率
貸付契約額	2, 690億円	2, 247億円	△16.5%
資金交付額	2, 652億円	2, 332億円	△12.1%

#### ②貸付条件の改善

##### ア 医療法改正に伴う貸付条件の改善

患者1人当たりの病床面積（4.3㎡→6.4㎡）の引き上げに伴う病院の標準面積の改善

52㎡ → 60㎡

（特殊診療機能病院等）

55㎡ → 67㎡

（精神病床・結核病床）

40㎡ → 46㎡

##### イ 特定機械に係る貸付条件の改善

メディカル・フロンティア戦略の推進を図るため、CCU（心疾患治療のための集中治療室）及びSCU（脳卒中の治療のための集中治療室）施設用設備機器を特定機械に追加する。

対象機器（例）

- ・ポータブル超音波診断装置
- ・TCD（経頭蓋超音波モニター） 等

(2) 各都道府県担当者への業務説明会の開催について

平成14年度においても前年度に引き続き、各都道府県医務主管課及び介護老人保健施設主管課の担当者を対象として、貸付業務に関する説明会を開催する予定としており、別途連絡することとしているので、担当者の出席について御配慮願いたい。